

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成15年 9 月25 日
【中間会計期間】	第142期中（自 平成15年 1 月 1 日 至 平成15年 6 月30 日）
【会社名】	東海カーボン株式会社
【英訳名】	TOKAI CARBON CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大嶽 史記夫
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山一丁目 2 番 3 号
【電話番号】	東京（03）3746－5100（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理本部 総務部長 赤司 忠生
【最寄りの連絡場所】	東京都港区北青山一丁目 2 番 3 号
【電話番号】	東京（03）3746－5100（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理本部 総務部長 赤司 忠生
【縦覧に供する場所】	東海カーボン株式会社大阪支店 （大阪市北区曽根崎二丁目16番19号（りそな梅田ビル）） 東海カーボン株式会社名古屋支店 （名古屋市中村区那古野一丁目47番 1 号（名古屋国際センタービル）） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目 6 番10号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目 3 番17号）

第一部【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近 3 中間連結会計期間及び最近 2 連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第140期中	第141期中	第142期中	第140期	第141期
会計期間	自平成13年 1月1日 至平成13年 6月30日	自平成14年 1月1日 至平成14年 6月30日	自平成15年 1月1日 至平成15年 6月30日	自平成13年 1月1日 至平成13年 12月31日	自平成14年 1月1日 至平成14年 12月31日
売上高（百万円）	34,397	27,078	28,410	64,001	56,599
経常利益（百万円）	3,768	1,311	2,561	5,645	3,436
中間（当期）純利益（百万円）	1,601	826	1,759	1,675	1,088
純資産額（百万円）	70,263	67,845	66,983	67,157	65,640
総資産額（百万円）	125,590	115,861	109,762	116,003	110,688
1株当たり純資産額（円）	344.28	332.55	328.77	329.09	322.13
1株当たり中間（当期）純利益（円）	7.84	4.05	8.64	8.21	5.34
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	55.9	58.6	61.0	57.9	59.3
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	2,770	3,398	3,705	1,550	6,408
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△1,475	△1,064	△1,580	△2,472	△3,825
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△883	△1,026	△1,126	△961	△2,325
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高（百万円）	16,704	15,586	15,623	14,425	14,601
従業員数 （外、平均臨時従業員数）（名）	1,531 (391)	1,417 (332)	1,336 (369)	1,436 (349)	1,365 (355)

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。
- 2 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益の金額については、潜在株式がないため記載していない。
- 3 当中間連結会計期間から、1株当たり純資産額、1株当たり中間（当期）純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用している。

(2) 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第140期中	第141期中	第142期中	第140期	第141期
会計期間	自平成13年 1月1日 至平成13年 6月30日	自平成14年 1月1日 至平成14年 6月30日	自平成15年 1月1日 至平成15年 6月30日	自平成13年 1月1日 至平成13年 12月31日	自平成14年 1月1日 至平成14年 12月31日
売上高（百万円）	22,436	20,313	22,035	43,731	42,365
経常利益（百万円）	2,471	1,088	2,338	4,206	2,891
中間（当期）純利益（百万円）	1,316	761	1,714	1,506	567
資本金（百万円）	15,436	15,436	15,436	15,436	15,436
発行済株式総数（株）	204,089,391	204,089,391	204,089,391	204,089,391	204,089,391
純資産額（百万円）	68,119	65,527	64,439	65,259	63,087
総資産額（百万円）	104,055	100,055	95,577	99,980	94,972
1株当たり純資産額（円）	333.77	321.19	316.29	319.78	309.60
1株当たり中間（当期）純利益（円）	6.44	3.73	8.42	7.38	2.78
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益（円）	—	—	—	—	—
1株当たり中間（年間）配当額（円）	2.50	2.50	2.50	5.00	5.00
自己資本比率（％）	65.5	65.5	67.4	65.3	66.4
従業員数 （外、平均臨時従業員数）（名）	742 (236)	734 (216)	720 (263)	753 (213)	719 (239)

（注） 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 1株当たりの各数値（配当額は除く）の計算については、第140期より発行済株式総数から自己株式を控除して算出している。

3 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益の金額については、潜在株式がないため記載していない。

4 当中間会計期間から、1株当たり純資産額、1株当たり中間（当期）純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用している。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はない。

3【関係会社の状況】

① 当中間連結会計期間において、新たに提出会社の連結子会社となった会社は以下のとおりである。

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任		資金の援 助	営業上の取 引	設備の賃貸借
					当社役 員	当社従 業員			
(連結子会社) 東海マテリアル㈱	千葉県八千 代市	100	炭素製品事業	100.0	—	—	—	—	—
TOKAI CARBON PORTUGAL, LDA.	Marinha Grande Portugal	P. Esq 5,000	炭素製品事業	100.0	—	3	—	—	—

② 当中間連結会計期間において、新たに提出会社の連結子会社でなくなった会社は以下のとおりである。

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任		資金の援 助	営業上の取 引	設備の賃貸借
					当社役 員	当社従 業員			
(連結子会社) ティーケーエンジニア リング㈱	京都市南区	100	工業炉及び関 連製品事業	100.0 (100.0)	—	—	—	当社製品の 販売	—
GRAPHITE TECHNOLOGIES MOLDES (PORTUGAL), LDA.	Marinha Grande Portugal	P. Esq 50,000,000	炭素製品事業	80.0 (80.0)	—	1	—	—	—
GRAPHITE TECHNOLOGIES ELECTRODOS LDA.	Marinha Grande Portugal	P. Esq 69,322,421	炭素製品事業	99.5 (99.5)	—	1	—	—	—

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載している。
- 2 議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合を示している。
- 3 東海マテリアル㈱は、平成15年6月13日付で新たに設立したものである。
- 4 (旧)東海マテリアル㈱は、平成15年7月1日付で、東海テクノトレーディング㈱に社名変更した。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成15年6月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（名）
炭素製品	1,052 (327)
工業炉及び関連製品	44 (5)
その他	240 (37)
合計	1,336 (369)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載している。

(2) 提出会社の状況

平成15年6月30日現在

従業員数（名）	720 (263)
---------	--------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載している。

(3) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はない。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間のわが国経済は、厳しい雇用情勢の下で個人消費の低迷が続いたが、全般的な企業収益の改善と緩やかな設備投資の持ち直しに加え、株価の回復があり、久しぶりに先行きに明るい兆しを見せ始めた。

このような状況の下、当社グループは、販売強化とともに、経営重点目標である「T-2003」の仕上げの年として、2001年12月から全社を挙げて取り組んでいるコストダウン施策「CD-10」を強力に推し進め、収益改善に努めた。また、カーボンブラック事業においては、タイ子会社への出資比率を引き上げるとともに、同社工場の増設工事に着手し、グローバルな競争への対応と製品供給体制の強化を図った。摩擦材事業においても、子会社（東海マテリアル株式会社）を設立するなど積極的な事業展開を行った。

この結果、当中間連結会計期間の売上高は、炭素製品事業部門の売上げが増加したので、284億1千万円と前年同期に比べ13億3千2百万円（4.9%）の増収、経常利益は25億6千1百万円と前年同期に比べ12億4千9百万円（95.3%）の増益、中間純利益は17億5千9百万円と前年同期に比べ9億3千2百万円（112.8%）の増益となった。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりである。

〔炭素製品事業部門〕

カーボンブラック、ファインカーボン、摩擦材の三部門は需要先の活況により堅調な出荷が続き増収となったが、電極は国内向けの回復にもかかわらず、輸出向けが円高の影響を受けたこともあり、売上げは減少した。この結果、売上高は258億1千5百万円と前年同期に比べ17億6千3百万円（7.3%）の増収となった。損益面についても、「CD-10」効果の現出や一部製品の売価改定により、営業利益は24億6千7百万円と前年同期に比べ11億4千3百万円（86.4%）の増益となった。

〔工業炉及び関連製品事業部門〕

主要取引先である情報関連技術業界は、長引く不振のもとで新たな設備投資の動きも少なく、加えてSARS等の予期せぬ事態の発生で海外向け物件がずれ込み、売上高は8億6千1百万円と前年同期に比べ4億1千8百万円（32.7%）の減収となり、営業損失は2百万円（前年同期は4千2百万円の営業損失）となった。

〔その他事業〕

電子部品業界の稼働率の回復と光学・液晶ガラス業界の好調などから炭化けい素発熱体の売上げは増加したが、設備機器のリース等の売上げが減少したので、売上高は17億3千4百万円と前年同期に比べ1千2百万円（0.7%）の減収となった。損益面については、営業利益は2億7千9百万円と前年同期に比べ2千8百万円（11.1%）の増益となった。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりである。

〔日本〕

電極および工業炉の売上げが減少したが、ファインカーボンの売上げが増加したので、売上高は239億3千8百万円と前年同期に比べ11億7千7百万円（5.2%）の増収となった。損益面についても、「CD-10」効果の現出や一部製品の売価改定により、営業利益は24億4千2百万円と前年同期に比べ10億4百万円（69.9%）の増益となった。

〔その他〕

カーボンブラックの売上げが増加したので、売上高は44億7千2百万円と前年同期に比べ1億5千5百万円（3.6%）の増収となり、営業利益は3億3千9百万円と前年同期に比べ2億2千万円（184.8%）の増益となった。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物は、税金等調整前中間純利益が29億9千9百万円と増加したこと等により、前連結会計年度末に比べ10億2千2百万円増加し、156億2千3百万円となった。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純利益の増加等により、37億5百万円と前年同期比3億6百万円の増加となった。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、子会社株式の追加取得による支出（5億5千8百万円）があったため、15億8千万円の支出となり、前年同期比5億1千6百万円の支出増加となった。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、有利子負債の削減を進めたことにより、11億2千6百万円の支出となり、前年同期比9千9百万円の支出増加となった。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
炭素製品	24,932	112.4
工業炉及び関連製品	469	37.2
その他	1,322	106.9
計	26,725	108.3

- (注) 1 金額は販売価格によっている。
2 上記金額には、消費税等は含まれていない。

(2) 受注状況

当中間連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

なお、工業炉及び関連製品とその他を除く製品については、主として見込み生産を行っている。

区分	受注高（百万円）	前年同期比（％）	受注残高 （百万円）	前年同期比（％）
工業炉及び関連製品	1,474	154.1	1,215	63.1
その他	1,351	105.3	543	115.8
計	2,825	126.2	1,759	73.5

- (注) 上記金額には、消費税等は含まれていない。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
炭素製品	25,815	107.3
工業炉及び関連製品	861	67.3
その他	1,734	99.3
計	28,410	104.9

- (注) 上記金額には消費税等は、含まれていない。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はない。

4【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は以下のとおりである。

営業譲受け契約

当社は、平成15年5月23日に三菱マテリアル建材株式会社との間でブレーキ事業部門の営業譲受け契約を締結し、平成15年7月1日をもって、たな卸資産及び有形固定資産を譲り受けた。その金額は13億73百万円である。また、全従業員については、東海マテリアル株式会社（平成15年6月13日に新規設立）が、平成15年7月1日をもって雇用した。

5【研究開発活動】

当社グループは、当社の開発・技術部門と連携のもと、富士研究所、知多研究所、防府研究所、田ノ浦研究所が主体となり、基礎研究をベースにした新製品の研究、応用工業化技術開発及び既存製品の高度化、品質改良など諸研究開発を積極的に推進している。

なお、当中間連結会計期間の研究開発費は6億28百万円である。

(1) 炭素製品事業

当社において、成長分野に位置するファインカーボン、同セラミックスは優れた材料特性を有し、用途は多岐にわたるが、近年エネルギー、半導体、エレクトロニクス、高温断熱材、環境分野への伸びが著しく、これらハイテク型新ニーズに合った新製品の開発を行っており、特に固体高分子型燃料電池用炭素系部材やリチウムイオン二次電池の負極炭素材などの開発に力を入れている。

なお、当事業に係る研究開発費は5億91百万円である。

(2) 工業炉および関連製品事業

東海高熱工業㈱において、ファインセラミックス原料、特に機能性セラミック原料及び材料の熱処理用途として、高効率熱処理電気炉、精密制御雰囲気炉（バッチ炉、連続炉）を開発している。また、廃棄物処理に関連した灰溶融炉など新用途への加熱炉の展開を進めている。

なお、当事業に係る研究開発費は6百万円である。

(3) その他

東海高熱工業㈱において、自社固有技術である炭化けい素発熱体、高温構造材およびセラミック抵抗器をベースに新製品・新用途開発の積極的な展開を図っている。

なお、当事業に係る研究開発費は30百万円である。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はない。

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	598,764,000
計	598,764,000

(注) 定款上会社が発行する株式の総数は次のとおり定められている。
当会社の発行する株式の総数は、5 億9,876万4 千株とする。但し、株式の消却が行われた場合はこれに相当する株式数を減ずる。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株） （平成15年6 月30日）	提出日現在発行数（株） （平成15年9 月25日）	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	204,089,391	同左	東京・大阪・名古屋の各 証券取引所（市場第一部）	—
計	204,089,391	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 （株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増 減額 （百万円）	資本準備金残 高（百万円）
平成15年1 月1 日～ 平成15年6 月30 日	—	204,089,391	—	15,436	—	10,873

(4) 【大株主の状況】

平成15年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本トラスティサービス信託銀行株式会社信託口	東京都中央区晴海1-8-11	9,662	4.73
三菱信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	9,416	4.61
株式会社東京三菱銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	7,666	3.75
株式会社ＵＦＪ銀行	名古屋市中区錦3-21-24	7,068	3.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 三菱化学株式会社退職給付信託口	東京都港区浜松町2-11-3	5,900	2.89
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2-6-3	5,844	2.86
東京海上火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1-2-1	5,835	2.85
ＵＦＪ信託銀行株式会社信託勘定Ａ口	東京都千代田区丸の内1-4-3	5,456	2.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	東京都港区浜松町2-11-3	5,391	2.64
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみらい3-1-1	4,062	1.99
計	—	66,303	32.48

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成15年 6 月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 351,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 199,945,000	199,945	—
単元未満株式	普通株式 3,793,391	—	—
発行済株式総数	204,089,391	—	—
総株主の議決権	—	199,945	—

（注） 1 「完全議決権株式（その他）」欄には、証券保管振替機構名義の株式が47,000株（議決権47個）含まれている。

2 株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式のうち、14,000株（議決権14個）は「完全議決権株式（その他）」欄に含まれている。

② 【自己株式等】

平成15年 6 月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 （％）
（自己保有株式） 東海カーボン株式会社	東京都港区北青山1- 2-3	351,000	—	351,000	0.17
計	—	351,000	—	351,000	0.17

（注） 株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が14,000株（議決権14個）ある。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成15年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
最高（円）	182	195	202	219	233	265
最低（円）	167	166	174	186	204	228

（注） 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものである。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は次のとおりである。

異動後の役職名	異動前の役職名	氏名	異動年月日
常務取締役 （ファインカーボン事業部長 兼茅ヶ崎開発センター長）	常務取締役 （ファインカーボン事業部 長）	竹中 秀	平成15年 8 月 1 日

第5【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

なお、前中間連結会計期間（平成14年1月1日から平成14年6月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成15年1月1日から平成15年6月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成している。

なお、前中間会計期間（平成14年1月1日から平成14年6月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成15年1月1日から平成15年6月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成している。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成14年1月1日から平成14年6月30日まで）及び前中間会計期間（平成14年1月1日から平成14年6月30日まで）並びに当中間連結会計期間（平成15年1月1日から平成15年6月30日まで）及び当中間会計期間（平成15年1月1日から平成15年6月30日まで）の中間連結財務諸表及び中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けている。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

		前中間連結会計期間末 (平成14年6月30日)			当中間連結会計期間末 (平成15年6月30日)			前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成14年12月31日)		
区分	注記 番号	金額（百万円）		構成比 (%)	金額（百万円）		構成比 (%)	金額（百万円）		構成比 (%)
(資産の部)										
I 流動資産										
現金及び預金		15,744			10,825			11,049		
受取手形及び売掛金	※5	19,220			18,090			19,834		
有価証券		—			40			40		
たな卸資産		15,330			14,968			14,838		
繰延税金資産		804			509			359		
その他		1,178			6,111			4,949		
貸倒引当金		△154			△83			△224		
流動資産合計			52,124	45.0		50,461	46.0		50,846	45.9
II 固定資産										
1 有形固定資産	※1 ※2									
建物及び構築物		13,213			12,410			12,826		
機械装置及び運搬具		10,998			11,102			11,792		
炉		1,118			1,069			1,083		
土地		7,921			7,926			7,928		
建設仮勘定		1,365			233			158		
その他		781			739			799		
有形固定資産合計		35,399			33,483			34,589		
2 無形固定資産										
ソフトウェア		620			504			561		
その他		51			49			51		
無形固定資産合計		671			554			612		
3 投資その他の資産										
投資有価証券		22,466			18,539			18,557		
繰延税金資産		352			445			488		
その他	※3	4,866			6,301			5,625		
貸倒引当金		△19			△24			△31		
投資その他の資産合計		27,665			25,262			24,640		
固定資産合計			63,736	55.0		59,300	54.0		59,842	54.1
資産合計			115,861	100.0		109,762	100.0		110,688	100.0

		前中間連結会計期間末 (平成14年6月30日)			当中間連結会計期間末 (平成15年6月30日)			前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成14年12月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		構成比 (%)	金額 (百万円)		構成比 (%)	金額 (百万円)		構成比 (%)
(負債の部)										
I 流動負債										
支払手形及び買掛金	※5	8,031			7,496			8,817		
短期借入金	※2	20,869			19,075			19,910		
未払法人税等		413			1,334			177		
未払費用		2,482			1,474			1,678		
賞与引当金		161			212			159		
その他	※5	2,261			1,282			1,797		
流動負債合計			34,221	29.5		30,876	28.1		32,542	29.4
II 固定負債										
長期借入金	※2	665			688			589		
繰延税金負債		6,581			5,264			5,394		
退職給付引当金		948			939			922		
役員退職慰労引当金		342			297			369		
その他		688			706			698		
固定負債合計			9,226	8.0		7,895	7.2		7,974	7.2
負債合計			43,447	37.5		38,771	35.3		40,516	36.6
(少数株主持分)										
少数株主持分			4,568	3.9		4,007	3.7		4,530	4.1
(資本の部)										
I 資本金			15,436	13.3		—	—		15,436	13.9
II 資本準備金			10,873	9.4		—	—		10,873	9.8
III 連結剰余金			33,936	29.3		—	—		33,687	30.4
IV その他有価証券評価差額金			7,367	6.4		—	—		5,591	5.1
V 為替換算調整勘定			248	0.2		—	—		112	0.1
計			67,862	58.6		—	—		65,701	59.3
自己株式			△17	△0.0		—	—		△60	△0.0
資本合計			67,845	58.6		—	—		65,640	59.3

		前中間連結会計期間末 (平成14年 6 月 30 日)			当中間連結会計期間末 (平成15年 6 月 30 日)			前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成14年12月31日)		
区分	注記 番号	金額（百万円）		構成比 (%)	金額（百万円）		構成比 (%)	金額（百万円）		構成比 (%)
I 資本金			—	—		15,436	14.1		—	—
II 資本剰余金			—	—		10,873	9.9		—	—
III 利益剰余金			—	—		34,902	31.8		—	—
IV その他有価証券評価 差額金			—	—		5,774	5.2		—	—
V 為替換算調整勘定			—	—		64	0.1		—	—
VI 自己株式			—	—		△67	△0.1		—	—
資本合計			—	—		66,983	61.0		—	—
負債、少数株主持分 及び資本合計			115,861	100.0		109,762	100.0		110,688	100.0

②【中間連結損益計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成14年 1 月 1 日 至 平成14年 6 月30日)			当中間連結会計期間 (自 平成15年 1 月 1 日 至 平成15年 6 月30日)			前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自 平成14年 1 月 1 日 至 平成14年12月31日)			
区分	注記 番号	金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)	
I 売上高	※ 1		27,078	100.0		28,410	100.0		56,599	100.0	
II 売上原価			20,536	75.8		20,869	73.5		42,682	75.4	
売上総利益			6,541	24.2		7,541	26.5		13,917	24.6	
III 販売費及び一般管理費											
販売費		※ 2	1,763			1,593			3,549		
一般管理費		※ 2	3,233	4,996	18.5	3,216	4,809	16.9	6,430	9,980	17.6
営業利益				1,544	5.7		2,731	9.6		3,936	7.0
IV 営業外収益											
受取利息			11			5			22		
受取配当金			153			121			216		
賃貸料		54			54			107			
為替差益		—			112			—			
持分法による投資利益		45			—			0			
雑収入		80	346	1.3	89	384	1.4	173	520	0.9	
V 営業外費用											
支払利息		234			185			460			
為替差損		156			—			—			
持分法による投資損失		—			186			—			
雑支出		188	578	2.2	181	553	2.0	560	1,020	1.8	
経常利益			1,311	4.8		2,561	9.0		3,436	6.1	
VI 特別利益	※ 3										
為替差益			—			352			—		
土地売却益			146			67			146		
投資有価証券売却益			70			—			70		
貸倒引当金戻入額			23	239	0.9	29	448	1.6	—	216	0.4

		前中間連結会計期間 (自 平成14年 1 月 1 日 至 平成14年 6 月30日)			当中間連結会計期間 (自 平成15年 1 月 1 日 至 平成15年 6 月30日)			前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自 平成14年 1 月 1 日 至 平成14年12月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)
VII 特別損失										
投資有価証券売却損		73			4			73		
会員権評価損		23			6			28		
投資有価証券評価損		19			—			706		
民事請求和解金		—			—			117		
事業再編構築費用		—			—			337		
会員権売却損		—	115	0.4	—	10	0.0	2	1,266	2.3
税金等調整前中間 (当期)純利益			1,435	5.3		2,999	10.6		2,386	4.2
法人税、住民税及 び事業税		446			1,347			621		
法人税等調整額		111	557	2.0	△35	1,311	4.6	578	1,200	2.1
少数株主利益 (△ 損失)			51	0.2		△71	△0.2		97	0.2
中間 (当期)純利 益			826	3.1		1,759	6.2		1,088	1.9

③【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成14年1月1日 至 平成14年6月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年1月1日 至 平成15年6月30日)		前連結会計年度 (自 平成14年1月1日 至 平成14年12月31日)	
区分	注記 番号	金額（百万円）		金額（百万円）		金額（百万円）	
I 連結剰余金期首残高			33,674		—		33,674
II 連結剰余金減少高							
1 配当金		510		—		1,020	
2 取締役賞与		54	565	—	—	54	1,075
III 中間（当期）純利益			826		—		1,088
IV 連結剰余金中間期末 （期末）残高			33,936		—		33,687
(資本剰余金の部)							
I 資本剰余金期首残高							
資本準備金期首残高				10,873	10,873		
II 資本剰余金中間期末残高					10,873		
(利益剰余金の部)							
I 利益剰余金期首残高							
連結剰余金期首残高				33,687	33,687		
II 利益剰余金増加高							
1 中間純利益				1,759	1,759		
III 利益剰余金減少高							
1 配当金				509			
2 取締役賞与				35	544		
IV 利益剰余金中間期末残高					34,902		

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成14年1月1日 至 平成14年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年1月1日 至 平成15年6月30日)	前連結会計年度の要約キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成14年1月1日 至 平成14年12月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッ シュ・フロー				
1 税金等調整前中間 (当期)純利益		1,435	2,999	2,386
2 減価償却費		1,818	1,806	3,734
3 連結調整勘定償却額		—	170	—
4 貸倒引当金の増加額 又は減少額		△20	△63	60
5 賞与引当金の増加額 又は減少額		△18	52	△19
6 退職給付引当金の増 加額又は減少額		△3	17	△28
7 前払年金費用の増加 額		△260	△19	△488
8 役員退職慰労引当金 の増加額又は減少額		△20	△72	6
9 受取利息及び受取配 当金		△165	△127	△239
10 為替差損		195	—	115
11 為替差益		—	△19	—
12 持分法による投資利 益		△45	—	△0
13 持分法による投資損 失		—	186	—
14 支払利息		234	185	460
15 土地売却益		△146	△67	△146
16 投資有価証券売却益		△70	—	△70
17 仮納付金為替差益		—	△352	—
18 投資有価証券売却損		73	4	73
19 投資有価証券評価損		19	—	706
20 民事請求和解金		—	—	117
21 事業再編構築費用		—	—	337
22 売上債権の減少額		1,139	1,432	393
23 たな卸資産の増加額 又は減少額		1,102	△254	1,406
24 仕入債務の増加額又 は減少額		△769	△1,281	105
25 仮納付金の増加額		—	△892	△330
26 取締役賞与の支払額		△54	△35	△54
27 その他		△70	176	103
小計		4,372	3,847	8,630
28 利息及び配当金の受 取額		169	131	243
29 利息の支払額		△237	△187	△463
30 法人税等の支払額		△905	△85	△1,294
31 民事請求和解金の支 払額		—	—	△707
営業活動によるキャッ シュ・フロー		3,398	3,705	6,408

		前中間連結会計期間 (自 平成14年1月1日 至 平成14年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年1月1日 至 平成15年6月30日)	前連結会計年度の要約キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成14年1月1日 至 平成14年12月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
II 投資活動によるキャッ シュ・フロー				
1 定期預金の預入によ る支出		—	△57	△274
2 定期預金の払戻によ る収入		15	303	—
3 有形固定資産の取得 による支出		△1,700	△1,335	△3,567
4 有形固定資産の売却 による収入		194	68	159
5 無形固定資産の取得 による支出		△123	△25	△182
6 投資有価証券の取得 による支出		△3	—	—
7 投資有価証券の売却 による収入		544	19	544
8 子会社株式の追加取 得による支出		—	△558	—
9 連結の範囲の変更を 伴う子会社株式の売 却による収入		—	22	—
10 出資金の払込による 支出		—	—	△509
11 その他		9	△17	5
投資活動によるキャッ シュ・フロー		△1,064	△1,580	△3,825
III 財務活動によるキャッ シュ・フロー				
1 短期借入金の純減少 額		△265	△226	△868
2 長期借入れによる収 入		1	449	317
3 長期借入金の返済に よる支出		△213	△811	△651
4 配当金の支払額		△510	△509	△1,020
5 少数株主への配当金 の支払額		△26	△22	△47
6 その他		△12	△7	△56
財務活動によるキャッ シュ・フロー		△1,026	△1,126	△2,325
IV 現金及び現金同等物に 係る換算差額		△146	23	△81
V 現金及び現金同等物の 増加額		1,161	1,022	175
VI 現金及び現金同等物の 期首残高		14,425	14,601	14,425
VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	※1	15,586	15,623	14,601

次へ

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成14年1月1日 至 平成14年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年1月1日 至 平成15年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年1月1日 至 平成14年12月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社の数 21社 東海高熱工業㈱、東海セイコーエンジ㈱、グラファイト化工㈱、オリエンタル産業㈱、ティー・シー・ファイナンス㈱、東海運輸㈱、東海マテリアル㈱、東京精工㈱、THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED、TOKAI CARBON U. S. A., INC.、TOKAI CARBON EUROPE LTD.、GRAPHITE TECHNOLOGIES PLC.、GRAPHITE TECHNOLOGIES MOLDES (PORTUGAL), LDA. GRAPHITE TECHNOLOGIES ELECTRODOS LDA.、GRAPHITE TECHNOLOGIES IRELAND LIMITED、GRAPHITE TECHNOLOGIES (PROPERTY) LIMITED、TOKAI CARBON ITALIA S. R. L.、SVENSK SPECIALGRAFIT AB、ディーケーエンジニアリング㈱、エレマ産業㈱、上海東康高熱耐火制品有限公司 (2) 主要な非連結子会社の名称等 主要な非連結子会社 ㈱名古屋グリーン倶楽部、 ㈱ランコムトーヨー (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び剰余金(持分に見合う額)は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためである。	(1) 連結子会社の数 20社 東海高熱工業㈱、東海マテリアル㈱、東海セイコーエンジ㈱、グラファイト化工㈱、オリエンタル産業㈱、ティー・シー・ファイナンス㈱、東海運輸㈱、東海テクノトレーディング㈱((旧)東海マテリアル㈱)、東京精工㈱、THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED、TOKAI CARBON U. S. A., INC.、TOKAI CARBON EUROPE LTD.、TOKAI CARBON UK LTD.、TOKAI CARBON PORTUGAL LDA.、GRAPHITE TECHNOLOGIES IRELAND LIMITED、GRAPHITE TECHNOLOGIES (PROPERTY) LIMITED、TOKAI CARBON ITALIA S. R. L.、SVENSK SPECIALGRAFIT AB、エレマ産業㈱、上海東康高熱耐火制品有限公司 なお、従来連結子会社であったディーケーエンジニアリング㈱は、当中間連結会計期間において東海高熱工業㈱に吸収合併され、同じく従来連結子会社であったGRAPHITE TECHNOLOGIES MOLDES (PORTUGAL), LDA. 及びGRAPHITE TECHNOLOGIES ELECTRODOS LDA. は、当中間連結会計期間においてその持分をすべて売却したため、連結の範囲から除外している。 また、東海マテリアル㈱及びTOKAI CARBON PORTUGAL, LDA. は、当中間連結会計期間に新規設立されたため、連結の範囲に含めている。 (2) 主要な非連結子会社の名称等 主要な非連結子会社 ㈱名古屋グリーン倶楽部、 ㈱ランコムトーヨー (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためである。	(1) 連結子会社の数 21社 主要な連結子会社は、「第一企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、省略した。 (2) 主要な非連結子会社の名称等 主要な非連結子会社 ㈱名古屋グリーン倶楽部、 ㈱ランコムトーヨー (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び剰余金(持分に見合う額)は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためである。
2 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の関連会社数 3 社 会社名 韓国東海カーボン㈱、平成セラミックス㈱、MWI, INC.	(1) 持分法適用の関連会社数 4 社 会社名 韓国東海カーボン㈱、SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI、平成セラミックス㈱、MWI, INC.	(1) 持分法適用の関連会社数 4 社 会社名 韓国東海カーボン㈱、SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI、平成セラミックス㈱、MWI, INC.

項目	前中間連結会計期間 (自 平成14年1月1日 至 平成14年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年1月1日 至 平成15年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年1月1日 至 平成14年12月31日)
	(2) 持分法を適用していない非連結子会社（㈱名古屋グリーン倶楽部、㈱ランコムトーヨー）は、それぞれ中間連結純損益及び中間連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外している。 (3) 持分法適用会社のうち、中間決算日が中間連結決算日と異なる会社については、各社の中間会計期間に係る財務諸表を使用している。	(2) 持分法を適用していない非連結子会社（㈱名古屋グリーン倶楽部、㈱ランコムトーヨー）は、それぞれ中間連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外している。 (3) 同左	(2) SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAIについては、当連結会計年度中に出資したことから、当連結会計年度より持分法適用の関連会社に含めることとした。 (3) 持分法を適用していない非連結子会社（㈱名古屋グリーン倶楽部、㈱ランコムトーヨー）は、それぞれ連結純損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外している。 (4) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用している。
3 連結子会社の（中間）決算日等に関する事項	連結子会社のうち、THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED、TOKAI CARBON U. S. A., INC.、TOKAI CARBON EUROPE LTD.、GRAPHITE TECHNOLOGIES PLC.、GRAPHITE TECHNOLOGIES MOLDES (PORTUGAL), LDA.、GRAPHITE TECHNOLOGIES ELECTRODOS LDA.、GRAPHITE TECHNOLOGIES IRELAND LIMITED、GRAPHITE TECHNOLOGIES (PROPERTY) LIMITED、TOKAI CARBON ITALIA S. R. L.、SVENSK SPECIALGRAFIT ABの中間決算日は3月31日であり、中間連結財務諸表の作成にあたっては中間連結財務諸表規則第9条ただし書の規定により、当該中間決算日の財務諸表を基礎とした。 なお、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。	連結子会社のうち、THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED、TOKAI CARBON U. S. A., INC.、TOKAI CARBON EUROPE LTD.、TOKAI CARBON UK LTD.、TOKAI CARBON PORTUGAL LDA.、GRAPHITE TECHNOLOGIES IRELAND LIMITED、GRAPHITE TECHNOLOGIES (PROPERTY) LIMITED、TOKAI CARBON ITALIA S. R. L.、SVENSK SPECIALGRAFIT ABの中間決算日は3月31日であり、中間連結財務諸表の作成にあたっては中間連結財務諸表規則第9条ただし書の規定により、当該中間決算日の財務諸表を基礎とした。 なお、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。	連結子会社のうち、THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED、TOKAI CARBON U. S. A., INC.、TOKAI CARBON EUROPE LTD.、TOKAI CARBON UK LTD.、GRAPHITE TECHNOLOGIES MOLDES (PORTUGAL), LDA.、GRAPHITE TECHNOLOGIES ELECTRODOS LDA.、GRAPHITE TECHNOLOGIES IRELAND LIMITED、GRAPHITE TECHNOLOGIES (PROPERTY) LIMITED、TOKAI CARBON ITALIA S. R. L.、SVENSK SPECIALGRAFIT ABの決算日は9月30日であり、連結財務諸表の作成にあたっては連結財務諸表規則第12条ただし書の規定により、当該決算日の財務諸表を基礎とした。 また、東海高熱工業㈱、東海セイコーエンジ㈱、グラファイト化工㈱、オリエンタル産業㈱、ティー・シー・ファイナンス㈱、東海運輸㈱、東海マテリアル㈱、東京精工㈱、ティーケーエンジニアリング㈱、エレマ産業㈱、上海東康高熱耐火制品有限公司の決算日は、連結決算日と一致している。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成14年1月1日 至 平成14年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年1月1日 至 平成15年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年1月1日 至 平成14年12月31日)
4 会計処理基準に関する事項	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① たな卸資産 当社及び国内連結子会社は、月別総平均法による原価法を、また、在外連結子会社は、主として先入先出法による低価法を採用している。 ② 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの ……中間期末日の市場価格等に基づく時価法によっている（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している）。 時価のないもの ……移動平均法による原価法によっている。 ③ デリバティブ 時価法によっている。 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 当社及び国内連結子会社は、主として定率法によっているが、平成10年4月1日以後新規取得の建物（建築付属設備を除く）については定額法によっている。在外連結子会社は、主として定額法によっている。 また、連結子会社の有形固定資産のうち他にリースする資産については、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の処分見積価額を残存価額とする定額法（リース期間定額法）を採用している。 なお、主な耐用年数は以下のとおりである。 建物及び構築物 2～60年 機械装置及び運搬具 2～22年 炉 4～12年	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① たな卸資産 同左 ② 有価証券 同左 ③ デリバティブ 同左 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 同左	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① たな卸資産 同左 ② 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの ……期末日の市場価格等に基づく時価法によっている（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している）。 時価のないもの ……移動平均法による原価法によっている。 ③ デリバティブ 同左 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 同左

項目	前中間連結会計期間 (自 平成14年1月1日 至 平成14年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年1月1日 至 平成15年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年1月1日 至 平成14年12月31日)
	② 無形固定資産 定額法によっている。 なお、当社及び国内連結子会社は、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。 (3) 重要な引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。 ② 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上している。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期より費用処理している。 ③ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給にあてるため、役員退職慰労金の内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上している。 (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社等の資産及び負債は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めている。	② 無形固定資産 同左 (3) 重要な引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 同左 ② 退職給付引当金 同左 ③ 役員退職慰労引当金 同左 (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 同左	② 無形固定資産 同左 (3) 重要な引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 同左 ② 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理することとしている。 ③ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給にあてるため、役員退職慰労金の内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上している。 (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めている。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成14年1月1日 至 平成14年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年1月1日 至 平成15年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年1月1日 至 平成14年12月31日)
	(5) 重要なリース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、在外連結子会社については、主として通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっている。 (6) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっている。 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 当中間連結会計期間にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりである。 a ヘッジ手段 …為替予約 b ヘッジ対象 …製品輸出による外貨 建売上債権及び外貨 建予定取引 ③ ヘッジ方針 デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲でヘッジしている。 ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価方法としている。 (7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理については、税抜き方式によっている。	(5) 重要なリース取引の処理方法 同左 (6) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 同左 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 ③ ヘッジ方針 同左 ④ ヘッジ有効性評価の方法 同左 (7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左	(5) 重要なリース取引の処理方法 同左 (6) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 同左 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりである。 a ヘッジ手段 …為替予約 b ヘッジ対象 …製品輸出による外貨 建売上債権及び外貨 建予定取引 ③ ヘッジ方針 同左 ④ ヘッジ有効性評価の方法 同左 (7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左

項目	前中間連結会計期間 (自 平成14年1月1日 至 平成14年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年1月1日 至 平成15年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年1月1日 至 平成14年12月31日)
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書）における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な現金及び容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっている。	同左	同左

会計処理方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成14年1月1日 至 平成14年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年1月1日 至 平成15年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年1月1日 至 平成14年12月31日)
	当社は、欧州連合（E U）の欧州委員会から、人造黒鉛電極、等方性黒鉛の販売で価格カルテルに参加していたとして、総額3,147万ユーロ（4,308百万円）の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、同額の仮納付金を差入れの上、欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っている。 この仮納付金に係る為替換算差損益については、従来、営業外損益の部に計上していたが当中間連結会計期間より特別損益の部に計上することに変更した。 この変更は、平成13年に差入れた人造黒鉛電極に対する仮納付金に加え、当中間連結会計期間に等方性黒鉛に対する仮納付金を差入れたこと及び、ユーロの対円レートが大幅に円安になったことにより、仮納付金に係る為替換算差損益が増大していること、仮納付金は経常取引以外の債権であることにより、変更を行ったものである。 この変更により、当中間連結会計期間に発生した仮納付金に係る為替換算差益352百万円は特別利益に計上している。この結果従来と同一の方法を採用した場合と比べ、経常利益は352百万円減少しているが、税金等調整前中間純利益に与える影響はない。	

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成14年1月1日 至 平成14年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年1月1日 至 平成15年6月30日)
—————	(連結キャッシュ・フロー計算書関係) 前中間連結会計期間において、投資活動によるキャッシュ・フローの項目として区分掲記していた投資有価証券の取得による支出(当中間連結会計期間△2百万円)は、重要性が減少したため、当中間連結会計期間より「その他」に含めて表示している。

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成14年1月1日 至 平成14年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年1月1日 至 平成15年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年1月1日 至 平成14年12月31日)
—————	(自己株式及び法定準備金取崩等会計) 当中間連結会計期間から「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)を適用している。これによる当中間連結会計期間の損益に与える影響はない。 なお、中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の資本の部及び中間連結剰余金計算書については、改正後の中間連結財務諸表規則により作成している。	—————

次へ

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成14年6月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年6月30日)	前連結会計年度末 (平成14年12月31日)																																	
※1 有形固定資産の減価償却累計額 92,316百万円 ※2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりである。 有形固定資産 6,184百万円 担保付債務は次のとおりである。 短期借入金 1,579百万円 長期借入金 8 ※3 偶発債務 (1) 銀行借入等に対する保証で、内訳は下記のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th><th>金額</th><th>被保証債務の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国東海カーボン株式会社</td><td>375百万円 (3,600,000千韓国ウォン) (135千米ドル)</td><td>銀行借入金</td></tr> <tr> <td>計</td><td>375</td><td></td></tr> </tbody> </table> (2) 当社は、平成13年7月18日、欧州連合(EU)の欧州委員会から、人造黒鉛電極の販売で価格カルテルに参加していたとして、2,450万ユーロ(2,894百万円)の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、仮納付金を差入れの上、平成13年10月1日付で欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っているが、今後解決に長期間要すると見込まれ、また見通しが不明であることから、現時点で当社の損益に与える影響を合理的に見積もることは困難である。 なお、上記仮納付金2,894百万円については、投資その他の資産の「その他」に含めて計上している。	被保証者	金額	被保証債務の内容	韓国東海カーボン株式会社	375百万円 (3,600,000千韓国ウォン) (135千米ドル)	銀行借入金	計	375		※1 有形固定資産の減価償却累計額 93,726百万円 ※2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりである。 有形固定資産 5,916百万円 担保付債務は次のとおりである。 短期借入金 1,503百万円 長期借入金 8 ※3 偶発債務 (1) 銀行借入等に対する保証で、内訳は下記のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th><th>金額</th><th>被保証債務の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI</td><td>518百万円 (4,300千米ドル 248千中国人民币元)</td><td>銀行借入金</td></tr> <tr> <td>韓国東海カーボン株式会社</td><td>367百万円 (3,600,000千韓国ウォン) (45千米ドル)</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>計</td><td>886</td><td></td></tr> </tbody> </table> SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAIの保証債務のうち、他社の債務保証に対し当社が再保証している保証残高は、3百万円(外貨建248千中国人民币元)である。 (2) 当社は、平成13年7月18日、欧州連合(EU)の欧州委員会から、人造黒鉛電極の販売で価格カルテルに参加していたとして、2,450万ユーロ(3,354百万円)の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、仮納付金を差入れの上、平成13年10月1日付で欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っているが、今後解決に長期間要すると見込まれ、また見通しが不明であることから、現時点で当社の損益に与える影響を合理的に見積もることは困難である。 なお、上記仮納付金3,354百万円については、投資その他の資産の「その他」に含めて計上している。	被保証者	金額	被保証債務の内容	SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	518百万円 (4,300千米ドル 248千中国人民币元)	銀行借入金	韓国東海カーボン株式会社	367百万円 (3,600,000千韓国ウォン) (45千米ドル)	〃	計	886		※1 有形固定資産の減価償却累計額 92,537百万円 ※2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりである。 有形固定資産 6,047百万円 担保付債務は次のとおりである。 短期借入金 1,549百万円 長期借入金 5 ※3 偶発債務 (1) 銀行借入等に対する保証で、内訳は下記のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th><th>金額</th><th>被保証債務の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI</td><td>486百万円 (3,740千米ドル 2,613千中国人民币元)</td><td>銀行借入金</td></tr> <tr> <td>韓国東海カーボン株式会社</td><td>371百万円 (3,600,000千韓国ウォン 90千米ドル)</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>計</td><td>858</td><td></td></tr> </tbody> </table> SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAIの保証債務のうち、他社の債務保証に対し当社が再保証している保証残高は、37百万円(外貨建2,613千中国人民币元)である。 (2) 当社は、平成13年7月18日、欧州連合(EU)の欧州委員会から、人造黒鉛電極の販売で価格カルテルに参加していたとして、2,450万ユーロ(3,064百万円)の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、仮納付金を差入れの上、平成13年10月1日付で欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っているが、今後解決に長期間要すると見込まれ、また見通しが不明であることから、現時点で当社の損益に与える影響を合理的に見積もることは困難である。 なお、上記仮納付金3,064百万円については、投資その他の資産の「その他」に含めて計上している。	被保証者	金額	被保証債務の内容	SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	486百万円 (3,740千米ドル 2,613千中国人民币元)	銀行借入金	韓国東海カーボン株式会社	371百万円 (3,600,000千韓国ウォン 90千米ドル)	〃	計	858	
被保証者	金額	被保証債務の内容																																	
韓国東海カーボン株式会社	375百万円 (3,600,000千韓国ウォン) (135千米ドル)	銀行借入金																																	
計	375																																		
被保証者	金額	被保証債務の内容																																	
SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	518百万円 (4,300千米ドル 248千中国人民币元)	銀行借入金																																	
韓国東海カーボン株式会社	367百万円 (3,600,000千韓国ウォン) (45千米ドル)	〃																																	
計	886																																		
被保証者	金額	被保証債務の内容																																	
SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	486百万円 (3,740千米ドル 2,613千中国人民币元)	銀行借入金																																	
韓国東海カーボン株式会社	371百万円 (3,600,000千韓国ウォン 90千米ドル)	〃																																	
計	858																																		

前中間連結会計期間末 (平成14年 6 月 30 日)	当中間連結会計期間末 (平成15年 6 月 30 日)	前連結会計年度末 (平成14年12月31日)
4 受取手形裏書譲渡高 2百万円 ※5 当中間連結会計期間末日が金融機関の 休日のため、同日が満期日の手形につい ては、手形交換日に決済処理する方法に よっている。このため、次の当中間連結 会計期間末日満期手形が当中間連結会計 期間末残高に含まれている。 受取手形 460百万円 支払手形 209 設備支払手形 (流動負債のその他 514 を含む)	(3) 当社は、平成14年12月17日、欧州連合 (EU) の欧州委員会から、等方性黒鉛 の販売で価格カルテルに参加していたと して、697万ユーロ (954百万円) の課徴 金の支払命令を受けた。これに対し、当 社は、仮納付金を差入れの上、平成15年 3月3日付で欧州裁判所に不服申し立て の手続きを取っているが、今後解決に長 期間要すると見込まれ、また見通しが不 明であることから、現時点で当社の損益 に与える影響を合理的に見積もることは 困難である。 なお、上記仮納付金954百万円につい ては、投資その他の資産の「その他」に 含めて計上している。 4 受取手形裏書譲渡高 3百万円 ※5 _____	(3) 当社は、平成14年12月17日、欧州連合 (EU) の欧州委員会から、等方性黒鉛 の販売で価格カルテルに参加していたと して、697万ユーロ (871百万円) の課徴 金の支払命令を受けた。これに対し、当 社は、平成15年 3 月 3 日付で欧州裁判所 に不服申し立ての手続きを取っている が、今後解決に長期間要すると見込ま れ、また見通しが不明であることから、 現時点で当社の損益に与える影響を合理 的に見積もることは困難である。 4 受取手形裏書譲渡高 14百万円 ※5 連結会計年度末日が満期日の手形につ いては、連結会計年度末日が每期金融機 関の休日であるため、当連結会計年度よ り記載を省略している。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年1月1日 至 平成14年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年1月1日 至 平成15年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年1月1日 至 平成14年12月31日)
※1 販売費のうち、主な費目は次のとおりである。	※1 販売費のうち、主な費目は次のとおりである。	※1 販売費のうち、主な費目は次のとおりである。
保管発送費 1,262百万円 販売諸経費 500	保管発送費 1,259百万円 販売諸経費 318	保管発送費 2,667百万円 販売諸経費 882
※2 一般管理費のうち、主な費目は次のとおりである。	※2 一般管理費のうち、主な費目は次のとおりである。	※2 一般管理費のうち、主な費目は次のとおりである。
給与諸手当 1,079百万円 賞与引当金繰入額 42 退職給付費用 80 役員退職慰労引当金繰入額 32 減価償却費 42 研究開発費 647 賃借料 388	給与諸手当 1,028百万円 賞与引当金繰入額 45 退職給付費用 69 役員退職慰労引当金繰入額 28 減価償却費 38 研究開発費 620 賃借料 365 連結調整勘定償却額 170	給与諸手当 2,150百万円 賞与引当金繰入額 44 退職給付費用 117 役員退職慰労引当金繰入額 63 減価償却費 89 研究開発費 1,232 賃借料 778 貸倒引当金繰入額 80
	※3 欧州連合（EU）の欧州委員会へ差し入れている仮納付金に係る為替換算差益である。	

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年1月1日 至 平成14年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年1月1日 至 平成15年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年1月1日 至 平成14年12月31日)
※1 現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている金額との関係 (平成14年6月30日現在)	※1 現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている金額との関係 (平成15年6月30日現在)	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている金額との関係 (平成14年12月31日現在)
現金及び預金勘定 15,744百万円 有価証券勘定 — 計 15,744 預入期間が3ヶ月を越える定期預金 △157 現金及び現金同等物 15,586	現金及び預金勘定 10,825百万円 預入期間が3ヶ月を越える定期預金 △201 契約期間が3ヶ月以内の現先（流動資産その他） 4,999 現金及び現金同等物 15,623	現金及び預金勘定 11,049百万円 預入期間が3ヶ月を越える定期預金 △447 契約期間が3ヶ月以内の現先（流動資産その他） 3,999 現金及び現金同等物 14,601

次へ

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年1月1日 至 平成14年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年1月1日 至 平成15年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年1月1日 至 平成14年12月31日)																																
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																
<table><tr><td></td><td>取得価額相当額 (百万円)</td><td>減価償却累計額相当額 (百万円)</td><td>中間期末残高相当額 (百万円)</td></tr><tr><td>有形固定資産 その他 (工具器具備品)</td><td>83</td><td>52</td><td>30</td></tr></table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	有形固定資産 その他 (工具器具備品)	83	52	30	<table><tr><td></td><td>取得価額相当額 (百万円)</td><td>減価償却累計額相当額 (百万円)</td><td>中間期末残高相当額 (百万円)</td></tr><tr><td>機械装置及び運搬具</td><td>18</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>有形固定資産 その他 (工具器具備品)</td><td>52</td><td>45</td><td>7</td></tr><tr><td>計</td><td>71</td><td>54</td><td>17</td></tr></table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	18	8	9	有形固定資産 その他 (工具器具備品)	52	45	7	計	71	54	17	<table><tr><td></td><td>取得価額相当額 (百万円)</td><td>減価償却累計額相当額 (百万円)</td><td>期末残高相当額 (百万円)</td></tr><tr><td>有形固定資産 その他 (工具器具備品)</td><td>68</td><td>47</td><td>20</td></tr></table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	有形固定資産 その他 (工具器具備品)	68	47	20
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																															
有形固定資産 その他 (工具器具備品)	83	52	30																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																															
機械装置及び運搬具	18	8	9																															
有形固定資産 その他 (工具器具備品)	52	45	7																															
計	71	54	17																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																															
有形固定資産 その他 (工具器具備品)	68	47	20																															
(注) 取得価額相当額の算定は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、中間連結財務諸表規則第15条において準用する財務諸表等規則第8条の6の規定に基づき、支払利子込み法によっている。 (2) 未経過リース料中間期末残高相当額	(注) 同左 (2) 未経過リース料中間期末残高相当額	(注) 取得価額相当額の算定は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、連結財務諸表規則第15条の3において準用する財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、支払利子込み法によっている。 (2) 未経過リース料期末残高相当額																																
<table><tr><td>1年内</td><td>15百万円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>15</td></tr><tr><td>合計</td><td>30</td></tr></table>	1年内	15百万円	1年超	15	合計	30	<table><tr><td>1年内</td><td>9百万円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>7</td></tr><tr><td>合計</td><td>17</td></tr></table>	1年内	9百万円	1年超	7	合計	17	<table><tr><td>1年内</td><td>11百万円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>8</td></tr><tr><td>合計</td><td>20</td></tr></table>	1年内	11百万円	1年超	8	合計	20														
1年内	15百万円																																	
1年超	15																																	
合計	30																																	
1年内	9百万円																																	
1年超	7																																	
合計	17																																	
1年内	11百万円																																	
1年超	8																																	
合計	20																																	
(注) 未経過リース料中間期末残高相当額の算定は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、中間連結財務諸表規則第15条において準用する財務諸表等規則第8条の6の規定に基づき、支払利子込み法によっている。 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額	(注) 同左 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額	(注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、連結財務諸表規則第15条の3において準用する財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、支払利子込み法によっている。 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額																																
<table><tr><td>支払リース料</td><td>8百万円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>8百万円</td></tr></table>	支払リース料	8百万円	減価償却費相当額	8百万円	<table><tr><td>支払リース料</td><td>6百万円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>6百万円</td></tr></table>	支払リース料	6百万円	減価償却費相当額	6百万円	<table><tr><td>支払リース料</td><td>16百万円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>16百万円</td></tr></table>	支払リース料	16百万円	減価償却費相当額	16百万円																				
支払リース料	8百万円																																	
減価償却費相当額	8百万円																																	
支払リース料	6百万円																																	
減価償却費相当額	6百万円																																	
支払リース料	16百万円																																	
減価償却費相当額	16百万円																																	
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左																																

前中間連結会計期間 (自 平成14年 1 月 1 日 至 平成14年 6 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 1 月 1 日 至 平成15年 6 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 1 月 1 日 至 平成14年12月31日)																																				
(貸主側) (1) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間期末残高	(貸主側) (1) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間期末残高	(貸主側) (1) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高																																				
<table><tr><td></td><td>取得価額 (百万円)</td><td>減価償却累計額 (百万円)</td><td>中間期末残高 (百万円)</td></tr><tr><td>機械装置及び運搬具</td><td>157</td><td>97</td><td>60</td></tr></table>		取得価額 (百万円)	減価償却累計額 (百万円)	中間期末残高 (百万円)	機械装置及び運搬具	157	97	60	<table><tr><td></td><td>取得価額 (百万円)</td><td>減価償却累計額 (百万円)</td><td>中間期末残高 (百万円)</td></tr><tr><td>機械装置及び運搬具</td><td>81</td><td>47</td><td>33</td></tr><tr><td>有形固定資産 その他 (工具器具備品)</td><td>26</td><td>18</td><td>7</td></tr><tr><td>ソフトウェア</td><td>35</td><td>31</td><td>4</td></tr><tr><td>計</td><td>143</td><td>97</td><td>45</td></tr></table>		取得価額 (百万円)	減価償却累計額 (百万円)	中間期末残高 (百万円)	機械装置及び運搬具	81	47	33	有形固定資産 その他 (工具器具備品)	26	18	7	ソフトウェア	35	31	4	計	143	97	45	<table><tr><td></td><td>取得価額 (百万円)</td><td>減価償却累計額 (百万円)</td><td>期末残高 (百万円)</td></tr><tr><td>機械装置及び運搬具</td><td>157</td><td>112</td><td>44</td></tr></table>		取得価額 (百万円)	減価償却累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)	機械装置及び運搬具	157	112	44
	取得価額 (百万円)	減価償却累計額 (百万円)	中間期末残高 (百万円)																																			
機械装置及び運搬具	157	97	60																																			
	取得価額 (百万円)	減価償却累計額 (百万円)	中間期末残高 (百万円)																																			
機械装置及び運搬具	81	47	33																																			
有形固定資産 その他 (工具器具備品)	26	18	7																																			
ソフトウェア	35	31	4																																			
計	143	97	45																																			
	取得価額 (百万円)	減価償却累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)																																			
機械装置及び運搬具	157	112	44																																			
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額	(2) 未経過リース料中間期末残高相当額	(2) 未経過リース料期末残高相当額																																				
<table><tr><td>1 年内</td><td>29百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>36</td></tr><tr><td>合計</td><td>65</td></tr></table>	1 年内	29百万円	1 年超	36	合計	65	<table><tr><td>1 年内</td><td>27百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>23</td></tr><tr><td>合計</td><td>50</td></tr></table>	1 年内	27百万円	1 年超	23	合計	50	<table><tr><td>1 年内</td><td>21百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>27</td></tr><tr><td>合計</td><td>48</td></tr></table>	1 年内	21百万円	1 年超	27	合計	48																		
1 年内	29百万円																																					
1 年超	36																																					
合計	65																																					
1 年内	27百万円																																					
1 年超	23																																					
合計	50																																					
1 年内	21百万円																																					
1 年超	27																																					
合計	48																																					
(注) 未経過リース料中間期末残高相当額の算定は、未経過リース料中間期末残高及び見積残存価額の残高の合計額が営業債権の中間期末残高等に占める割合が低いため、中間連結財務諸表規則第15条において準用する財務諸表等規則第8条の6の規定に基づき、受取利子込み法によっている。	(注) 同左	(注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、未経過リース料期末残高及び見積残存価額の残高の合計額が営業債権の期末残高等に占める割合が低いため、連結財務諸表規則第15条の3において準用する財務諸表等規則第8条の6第4項の規定に基づき、受取利子込み法によっている。																																				
(3) 受取リース料及び減価償却費	(3) 受取リース料及び減価償却費	(3) 受取リース料及び減価償却費																																				
<table><tr><td>受取リース料</td><td>20百万円</td></tr><tr><td>減価償却費</td><td>18百万円</td></tr></table>	受取リース料	20百万円	減価償却費	18百万円	<table><tr><td>受取リース料</td><td>19百万円</td></tr><tr><td>減価償却費</td><td>17百万円</td></tr></table>	受取リース料	19百万円	減価償却費	17百万円	<table><tr><td>受取リース料</td><td>37百万円</td></tr><tr><td>減価償却費</td><td>34百万円</td></tr></table>	受取リース料	37百万円	減価償却費	34百万円																								
受取リース料	20百万円																																					
減価償却費	18百万円																																					
受取リース料	19百万円																																					
減価償却費	17百万円																																					
受取リース料	37百万円																																					
減価償却費	34百万円																																					
2 オペレーティング・リース取引 (借主側)	2 オペレーティング・リース取引 (借主側)	2 オペレーティング・リース取引 (借主側)																																				
<table><tr><td>未経過リース料</td><td></td></tr><tr><td>1 年内</td><td>3百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>10</td></tr><tr><td>合計</td><td>13</td></tr></table>	未経過リース料		1 年内	3百万円	1 年超	10	合計	13	<table><tr><td>未経過リース料</td><td></td></tr><tr><td>1 年内</td><td>3百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>2</td></tr><tr><td>合計</td><td>5</td></tr></table>	未経過リース料		1 年内	3百万円	1 年超	2	合計	5	<table><tr><td>未経過リース料</td><td></td></tr><tr><td>1 年内</td><td>3百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>0</td></tr><tr><td>合計</td><td>4</td></tr></table>	未経過リース料		1 年内	3百万円	1 年超	0	合計	4												
未経過リース料																																						
1 年内	3百万円																																					
1 年超	10																																					
合計	13																																					
未経過リース料																																						
1 年内	3百万円																																					
1 年超	2																																					
合計	5																																					
未経過リース料																																						
1 年内	3百万円																																					
1 年超	0																																					
合計	4																																					

[次へ](#)

(有価証券関係)

前中間連結会計期間（平成14年6月30日現在）

有価証券

1 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（百万円）	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	差額（百万円）
(1) 株式	8,096	21,166	13,070
(2) 債券	40	40	0
(3) その他	36	31	△4
合計	8,172	21,239	13,067

(注) 当中間連結会計期間において株式の減損処理を行い、減損処理後の金額を取得原価としている。また、当中間連結会計期間に減損処理した金額は19百万円である。

なお、下落率が30%～50%未満の株式については、当社グループの判定基準に従って、回復可能性がないと判断したものについては減損処理を行うこととしている。

2 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額

	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
(1) 関連会社株式	856
(2) 子会社株式	20
(3) その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	347
その他	3
合計	1,227

当中間連結会計期間（平成15年6月30日現在）

有価証券

1 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（百万円）	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	差額（百万円）
(1) 株式	7,484	17,341	9,856
(2) 債券	40	40	0
(3) その他	11	6	△5
合計	7,536	17,388	9,851

(注) 下落率が30%～50%未満の株式については、当社グループの判定基準に従って、回復可能性がないと判断したものについては減損処理を行うこととしている。

2 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額

	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
(1) 関連会社株式	889
(2) 子会社株式	20
(3) その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	278
その他	3
合計	1,191

前連結会計年度（平成14年12月31日現在）

有価証券

1 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額 （百万円）	差額（百万円）
(1) 株式	7,481	17,354	9,872
(2) 債券	40	40	0
(3) その他	36	25	△10
合計	7,557	17,420	9,862

（注） 当連結会計年度において株式の減損処理を行い、減損処理後の金額を取得原価としている。また、当連結会計年度に減損処理した金額は706百万円である。

なお、下落率が30%～50%未満の株式については、当社グループの判定基準に従って、回復可能性がないと判断したものについては減損処理を行うこととしている。

2 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額

	連結貸借対照表計上額（百万円）
(1) 関連会社株式	875
(2) 子会社株式	20
(3) その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	278
その他	3
合計	1,177

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間（平成14年6月30日現在）

デリバティブ取引については、中間連結決算日において、ヘッジ会計を適用しているため、注記の対象となるものはない。

当中間連結会計期間（平成15年6月30日現在）

デリバティブ取引については、中間連結決算日において、ヘッジ会計を適用しているため、注記の対象となるものはない。

前連結会計年度（平成14年12月31日現在）

デリバティブ取引については、連結決算日において、ヘッジ会計を適用しているため、注記の対象となるものはない。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成14年 1 月 1 日 至 平成14年 6 月30日）

	炭素製品 (百万円)	工業炉及び 関連製品 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	24,051	1,279	1,747	27,078	—	27,078
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	26	31	438	496	(496)	—
計	24,078	1,310	2,185	27,574	(496)	27,078
営業費用	22,755	1,352	1,934	26,042	(508)	25,533
営業利益（又は営業損失）	1,323	△42	251	1,532	12	1,544

当中間連結会計期間（自 平成15年 1 月 1 日 至 平成15年 6 月30日）

	炭素製品 (百万円)	工業炉及び 関連製品 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	25,815	861	1,734	28,410	—	28,410
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	19	18	450	489	(489)	—
計	25,834	879	2,185	28,900	(489)	28,410
営業費用	23,367	881	1,906	26,155	(476)	25,679
営業利益（又は営業損失）	2,467	△2	279	2,744	(12)	2,731

前連結会計年度（自 平成14年1月1日 至 平成14年12月31日）

	炭素製品 (百万円)	工業炉及び 関連製品 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	50,476	2,535	3,587	56,599	—	56,599
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	72	57	917	1,048	(1,048)	—
計	50,548	2,593	4,505	57,647	(1,048)	56,599
営業費用	47,149	2,724	3,954	53,828	(1,165)	52,662
営業利益（又は営業損失）	3,399	△131	551	3,819	117	3,936

(注) 1 事業区分の方法

従来用いている売上集計区分に基づき、製品の性質、製造方法、使用目的等の類似性を考慮して区分している。

2 各事業の主要な製品

事業区分	主要な製品
炭素製品	ゴム製品用カーボンブラック、電機製鋼炉用人造黒鉛電極、ファイ ンカーボン（特殊炭素製品）、摩擦材、電機用ブラシ、トーカペイ ト（不浸透性黒鉛）、鉛筆用芯
工業炉及び関連製品	工業用電気炉、ガス炉、炭化けい素、アルミナ耐火物、耐火断熱煉 瓦
その他	炭化けい素発熱体、セラミック抵抗器、設備機器のリース、貨物の 運送、放射温度計、ゴルフ練習場

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成14年 1 月 1 日 至 平成14年 6 月30日）

	日本 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	22,761	4,317	27,078	—	27,078
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	670	72	743	(743)	—
計	23,432	4,389	27,821	(743)	27,078
営業費用	21,994	4,270	26,264	(730)	25,533
営業利益	1,437	119	1,557	(12)	1,544

当中間連結会計期間（自 平成15年 1 月 1 日 至 平成15年 6 月30日）

	日本 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	23,938	4,472	28,410	—	28,410
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	697	68	765	(765)	—
計	24,635	4,540	29,176	(765)	28,410
営業費用	22,192	4,200	26,393	(714)	25,679
営業利益	2,442	339	2,782	(50)	2,731

前連結会計年度（自 平成14年 1 月 1 日 至 平成14年12月31日）

	日本 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	47,186	9,413	56,599	—	56,599
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,360	135	1,495	(1,495)	—
計	48,546	9,548	58,094	(1,495)	56,599
営業費用	45,097	9,138	54,236	(1,573)	52,662
営業利益	3,448	409	3,858	77	3,936

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

- 2 「その他」に属する主な国又は地域
タイ、中華人民共和国、北米、欧州

【海外売上高】

前中間連結会計期間（自 平成14年 1 月 1 日 至 平成14年 6 月30日）

	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	6,669	2,970	9,639
II 連結売上高（百万円）	—	—	27,078
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	24.6	11.0	35.6

当中間連結会計期間（自 平成15年 1 月 1 日 至 平成15年 6 月30日）

	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	6,653	2,241	8,895
II 連結売上高（百万円）	—	—	28,410
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	23.4	7.9	31.3

前連結会計年度（自 平成14年 1 月 1 日 至 平成14年12月31日）

	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	13,604	6,780	20,385
II 連結売上高（百万円）	—	—	56,599
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	24.0	12.0	36.0

（注） 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 各区分に属する主な国又は地域

（1）アジア……大韓民国、中華人民共和国、中華民国、タイ、インドネシア

（2）その他……北米、欧州

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成14年1月1日 至 平成14年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年1月1日 至 平成15年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年1月1日 至 平成14年12月31日)
1株当たり純資産額 332円55銭 1株当たり中間純利益 4円05銭 なお、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額については、新株予 約権及び転換社債の発行がないた め、記載していない。	1株当たり純資産額 328円77銭 1株当たり中間純利益 8円64銭 なお、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額については、潜在株 式がないため、記載していない。 (追加情報) 当中間連結会計期間から「1株当 たり当期純利益に関する会計基準」 (企業会計基準第2号)及び「1株 当たり当期純利益に関する会計基準 の適用指針」(企業会計基準適用指 針第4号)を適用している。 なお、これによる影響はない。	1株当たり純資産額 322円13銭 1株当たり当期純利益 5円34銭 なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額については、潜在株 式がないため、記載していない。

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前中間連結会計期間 (自 平成14年1月1日 至 平成14年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年1月1日 至 平成15年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年1月1日 至 平成14年12月31日)
中間(当期)純利益(百万円)	—	1,759	—
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	—	1,759	—
期中平均株式数(株)	—	203,756,045	—

(2) 【その他】

該当事項なし。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

		前中間会計期間末 (平成14年 6 月 30 日)			当中間会計期間末 (平成15年 6 月 30 日)			前事業年度の要約貸借対照表 (平成14年12月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		構成比 (%)	金額 (百万円)		構成比 (%)	金額 (百万円)		構成比 (%)
(資産の部)										
I 流動資産										
現金及び預金		10,877			4,983			5,875		
受取手形	※ 5	3,692			2,678			3,200		
売掛金		11,334			12,178			12,486		
たな卸資産		11,988			11,590			11,548		
繰延税金資産		687			382			271		
短期貸付金		—			6,545			5,516		
その他		2,541			992			729		
貸倒引当金		△40			△16			△43		
流動資産合計			41,081	41.1		39,335	41.2		39,584	41.7
II 固定資産										
有形固定資産	※ 1 ※ 2 ※ 4									
建物		9,098			8,577			8,819		
構築物		2,594			2,489			2,571		
機械装置		6,106			6,927			7,331		
土地		7,355			7,367			7,368		
その他		2,509			1,395			1,442		
有形固定資産合計		27,664			26,757			27,532		
無形固定資産		47			65			60		
投資その他の資産										
投資有価証券		26,643			22,903			22,294		
その他	※ 3	4,635			6,538			5,520		
貸倒引当金		△16			△23			△19		
投資その他の資産 合計		31,262			29,418			27,794		
固定資産合計			58,974	58.9		56,242	58.8		55,388	58.3
資産合計			100,055	100.0		95,577	100.0		94,972	100.0

		前中間会計期間末 (平成14年6月30日)			当中間会計期間末 (平成15年6月30日)			前事業年度の要約貸借対照表 (平成14年12月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		構成比 (%)	金額 (百万円)		構成比 (%)	金額 (百万円)		構成比 (%)
(負債の部)										
I 流動負債										
支払手形	※5	1,195			1,207			1,426		
買掛金		5,706			4,776			5,595		
短期借入金	※2	15,660			15,660			15,660		
未払法人税等		346			1,056			0		
賞与引当金		88			98			90		
その他	※5	4,168			2,297			2,909		
流動負債合計			27,164	27.1		25,096	26.3		25,680	27.0
II 固定負債										
繰延税金負債		6,648			5,331			5,461		
役員退職慰労引当金		182			161			200		
その他		531			548			541		
固定負債合計			7,363	7.4		6,041	6.3		6,204	6.6
負債合計			34,528	34.5		31,138	32.6		31,885	33.6
(資本の部)										
I 資本金			15,436	15.4		—	—		15,436	16.3
II 資本準備金			10,873	10.9		—	—		10,873	11.4
III 利益準備金			2,864	2.9		—	—		2,864	3.0
IV その他の剰余金										
任意積立金		26,930			—			26,930		
中間(当期)未処分利益		2,289			—			1,585		
その他の剰余金合計			29,219	29.2		—	—		28,515	30.0
V その他有価証券評価差額金			7,150	7.1		—	—		5,458	5.7
VI 自己株式			△17	△0.0		—	—		△60	△0.0
資本合計			65,527	65.5		—	—		63,087	66.4
I 資本金			—	—		15,436	16.1		—	—
II 資本剰余金										
資本準備金		—			10,873			—		
資本剰余金合計			—	—		10,873	11.4		—	—

		前中間会計期間末 (平成14年 6 月 30 日)			当中間会計期間末 (平成15年 6 月 30 日)			前事業年度の要約貸借対照表 (平成14年12月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		構成比 (%)	金額 (百万円)		構成比 (%)	金額 (百万円)		構成比 (%)
Ⅲ 利益剰余金										
利益準備金		—			2,864			—		
任意積立金		—			26,892			—		
中間未処分利益		—			2,809			—		
利益剰余金合計			—	—		32,566	34.1		—	—
Ⅳ その他有価証券評価 差額金			—	—		5,630	5.9		—	—
Ⅴ 自己株式			—	—		△67	△0.1		—	—
資本合計			—	—		64,439	67.4		—	—
負債資本合計			100,055	100.0		95,577	100.0		94,972	100.0

②【中間損益計算書】

		前中間会計期間 (自 平成14年 1 月 1 日 至 平成14年 6 月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年 1 月 1 日 至 平成15年 6 月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成14年 1 月 1 日 至 平成14年12月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)		金額 (千円)	
I 売上高			20,313	100.0		22,035	100.0
II 売上原価			15,344	75.5		16,272	73.9
売上総利益			4,969	24.5		5,762	26.1
III 販売費及び一般管理費			3,728	18.4		3,549	16.1
営業利益			1,240	6.1		2,213	10.0
IV 営業外収益	※ 1		348	1.7		446	2.0
V 営業外費用	※ 2		501	2.4		321	1.4
経常利益			1,088	5.4		2,338	10.6
VI 特別利益	※ 3		257	1.3		442	2.0
VII 特別損失	※ 4		96	0.5		10	0.0
税引前中間 (当期) 純利益			1,249	6.2		2,769	12.6
法人税、住民税及び事業税		391		1,097		370	
法人税等調整額		97	488	2.5	△41	552	922
中間 (当期) 純利益			761	3.7		1,714	7.8
前期繰越利益			1,527			1,094	
中間配当額			—			—	510
中間 (当期) 未処分利益			2,289			2,809	1,585

[次へ](#)

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成14年1月1日 至 平成14年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年1月1日 至 平成15年6月30日)	前事業年度 (自 平成14年1月1日 至 平成14年12月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) たな卸資産 月別総平均法による原価法 (2) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの ……中間期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの ……移動平均法による原価法 (3) デリバティブ ……時価法	(1) たな卸資産 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ 同左	(1) たな卸資産 同左 (2) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの ……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの ……移動平均法による原価法 (3) デリバティブ 同左
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっている。 ただし、平成10年4月1日以後新規取得の建物（建物付属設備を除く）については定額法によっている。 なお、主な耐用年数は、以下のとおりである。 建物 3～50年 構築物 2～60年 機械及び装置 2～22年 (2) 無形固定資産 定額法によっている。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
3 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上している。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上している。

項目	前中間会計期間 (自 平成14年 1月 1 日 至 平成14年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 1月 1 日 至 平成15年 6月30日)	前事業年度 (自 平成14年 1月 1 日 至 平成14年12月31日)
	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上している。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期より費用処理している。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給にあてるため、役員退職慰労金の内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上している。	(3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期より費用処理することとしている。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給にあてるため、役員退職慰労金の内規に基づく期末要支給額を計上している。
4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。	同左	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。
5 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。	同左	同左
6 ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっている。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 当中間会計期間にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりである。 a ヘッジ手段 ……為替予約 b ヘッジ対象 ……製品輸出による外貨建売上債権及び外貨建予定取引	(1) ヘッジ会計の方法 同左 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左	(1) ヘッジ会計の方法 同左 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 当期にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりである。 a ヘッジ手段 ……為替予約 b ヘッジ対象 ……製品輸出による外貨建売上債権及び外貨建予定取引

項目	前中間会計期間 (自 平成14年 1 月 1 日 至 平成14年 6 月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 1 月 1 日 至 平成15年 6 月30日)	前事業年度 (自 平成14年 1 月 1 日 至 平成14年12月31日)
	(3) ヘッジ方針 デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしている。 (4) ヘッジ有効性の評価方法 ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価方法としている。	(3) ヘッジ方針 同左 (4) ヘッジ有効性の評価方法 同左	(3) ヘッジ方針 同左 (4) ヘッジ有効性の評価方法 同左
7 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっている。 なお、仮払消費税等と仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示している。 (2) 利益処分方式による諸準備金等の処理方法 中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している利益処分による固定資産圧縮積立金及び特別償却準備金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算している。	(1) 消費税等の会計処理 同左 (2) 利益処分方式による諸準備金等の処理方法 同左	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっている。 —————

会計処理方法の変更

前中間会計期間 (自 平成14年 1 月 1 日 至 平成14年 6 月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 1 月 1 日 至 平成15年 6 月30日)	前事業年度 (自 平成14年 1 月 1 日 至 平成14年12月31日)
	当社は、欧州連合（EU）の欧州委員会から、人造黒鉛電極、等方性黒鉛の販売で価格カルテルに参加していたとして、総額3,147万ユーロ（4,308百万円）の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、同額の仮納付金を差入れの上、欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っている。 この仮納付金に係る為替換算差損益については、従来、営業外損益の部に計上していたが当中間会計期間より特別損益の部に計上することに変更した。 この変更は、平成13年に差入れた人造黒鉛電極に対する仮納付金に加え、当中間会計期間に等方性黒鉛に対する仮納付金を差入れたこと及び、ユーロの対円レートが大幅に円安になったことにより、仮納付金に係る為替換算差損益が増大していること、仮納付金は経常取引以外の債権であることにより、変更を行ったものである。 この変更により、当中間会計期間に発生した仮納付金に係る為替換算差益352百万円は特別利益に計上している。この結果従来と同一の方法を採用した場合と比べ、経常利益は352百万円減少しているが、税引前中間純利益に与える影響はない。	

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成14年 1 月 1 日 至 平成14年 6 月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 1 月 1 日 至 平成15年 6 月30日)
	(中間貸借対照表) 前中間会計期間において流動資産の「その他」に含めて表示していた「短期貸付金」（前中間会計期間1,241百万円）については、資産総額の100分の5超となったため、当中間会計期間より区分掲記している。

追加情報

前中間会計期間 (自 平成14年 1 月 1 日 至 平成14年 6 月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 1 月 1 日 至 平成15年 6 月30日)	前事業年度 (自 平成14年 1 月 1 日 至 平成14年12月31日)
(自己株式) 前中間会計期間まで流動資産に掲記していた「自己株式」は、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間より資本に対する控除項目として資本の部の末尾に表示している。 なお、前中間会計期間末は流動資産の「その他」に含まれており、その金額は1百万円である。	(自己株式及び法定準備金取崩等会計) 当中間会計期間から「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)を適用している。これによる当中間会計期間の損益に与える影響はない。 なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間末における中間貸借対照表の資本の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成している。	—————

[次へ](#)

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成14年6月30日)	当中間会計期間末 (平成15年6月30日)	前事業年度末 (平成14年12月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 83,167百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 84,671百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 83,646百万円
※2 担保資産 (担保提供資産簿価)	※2 担保資産 (担保提供資産簿価)	※2 担保資産 (担保提供資産簿価)
財団組成の有形固定資産 6,020百万円 (債務)	財団組成の有形固定資産 5,762百万円 (債務)	財団組成の有形固定資産 5,893百万円 (債務)
短期借入金 1,403百万円	短期借入金 1,403百万円	短期借入金 1,403百万円

前中間会計期間末 (平成14年6月30日)	当中間会計期間末 (平成15年6月30日)	前事業年度末 (平成14年12月31日)																																																												
※3 偶発債務 (1) 銀行借入金等に対する保証債務 <table border="1"> <tr> <th>被保証者</th><th>金額</th><th>被保証債務の内容</th></tr> <tr> <td>THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED</td><td>2,252百万円 (785,000千タイバーツ)</td><td>銀行借入金</td></tr> <tr> <td>ティー・シー・ファイナンス㈱</td><td>970百万円</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>TOKAI CARBON U. S. A., INC.</td><td>669百万円 (5,600千米ドル)</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>韓国東海カーボン㈱</td><td>375百万円 (135千米ドル) (3,600,000千韓国ウォン)</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>計</td><td>4,267百万円</td><td></td></tr> </table> (2) 当社は、平成13年7月18日、欧州連合（EU）の欧州委員会から、人造黒鉛電極の販売で価格カルテルに参加していたとして、2,450万ユーロ（2,894百万円）の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、仮納付金を差入れの上、平成13年10月1日付で欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っているが、今後解決に長期間要すると見込まれ、また見通しが不明であることから、現時点で当社の損益に与える影響を合理的に見積もることは困難である。 なお、上記仮納付金2,894百万円については、投資その他の資産の「その他」に含めて計上している。	被保証者	金額	被保証債務の内容	THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED	2,252百万円 (785,000千タイバーツ)	銀行借入金	ティー・シー・ファイナンス㈱	970百万円	〃	TOKAI CARBON U. S. A., INC.	669百万円 (5,600千米ドル)	〃	韓国東海カーボン㈱	375百万円 (135千米ドル) (3,600,000千韓国ウォン)	〃	計	4,267百万円		※3 偶発債務 (1) 銀行借入金等に対する保証債務 <table border="1"> <tr> <th>被保証者</th><th>金額</th><th>被保証債務の内容</th></tr> <tr> <td>THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED</td><td>1,661百万円 (585,000千タイバーツ)</td><td>銀行借入金</td></tr> <tr> <td>ティー・シー・ファイナンス㈱</td><td>820百万円</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI</td><td>518百万円 (4,300千米ドル) (248千中国人民元)</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>TOKAI CARBON U. S. A., INC.</td><td>299百万円 (2,500千米ドル)</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>韓国東海カーボン㈱</td><td>367百万円 (45千米ドル) (3,600,000千韓国ウォン)</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>計</td><td>3,667百万円</td><td></td></tr> </table> SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAIの保証債務のうち、他社の債務保証に対し当社が再保証している保証残高は、3百万円（外貨建248千中国人民元）である。 (2) 当社は、平成13年7月18日、欧州連合（EU）の欧州委員会から、人造黒鉛電極の販売で価格カルテルに参加していたとして、2,450万ユーロ（3,354百万円）の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、仮納付金を差入れの上、平成13年10月1日付で欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っているが、今後解決に長期間要すると見込まれ、また見通しが不明であることから、現時点で当社の損益に与える影響を合理的に見積もることは困難である。 なお、上記仮納付金3,354百万円については、投資その他の資産の「その他」に含めて計上している。	被保証者	金額	被保証債務の内容	THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED	1,661百万円 (585,000千タイバーツ)	銀行借入金	ティー・シー・ファイナンス㈱	820百万円	〃	SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	518百万円 (4,300千米ドル) (248千中国人民元)	〃	TOKAI CARBON U. S. A., INC.	299百万円 (2,500千米ドル)	〃	韓国東海カーボン㈱	367百万円 (45千米ドル) (3,600,000千韓国ウォン)	〃	計	3,667百万円		※3 偶発債務 (1) 銀行借入金等に対する保証債務 <table border="1"> <tr> <th>被保証者</th><th>金額</th><th>被保証債務の内容</th></tr> <tr> <td>THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED</td><td>1,772百万円 (640,000千タイバーツ)</td><td>銀行借入金</td></tr> <tr> <td>ティー・シー・ファイナンス㈱</td><td>970百万円</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI</td><td>486百万円 (3,740千米ドル) (2,613千中国人民元)</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>TOKAI CARBON U. S. A., INC.</td><td>395百万円 (3,300千米ドル)</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>韓国東海カーボン㈱</td><td>371百万円 (90千米ドル) (3,600,000千韓国ウォン)</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>計</td><td>3,996百万円</td><td></td></tr> </table> SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAIの保証債務のうち、他社の債務保証に対し当社が再保証している保証残高は、37百万円（外貨建2,613千中国人民元）である。 (2) 当社は、平成13年7月18日、欧州連合（EU）の欧州委員会から、人造黒鉛電極の販売で価格カルテルに参加していたとして、2,450万ユーロ（3,064百万円）の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、仮納付金を差入れの上、平成13年10月1日付で欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っているが、今後解決に長期間要すると見込まれ、また見通しが不明であることから、現時点で当社の損益に与える影響を合理的に見積もることは困難である。 なお、上記仮納付金3,064百万円については、投資その他の資産の「その他」に含めて計上している。	被保証者	金額	被保証債務の内容	THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED	1,772百万円 (640,000千タイバーツ)	銀行借入金	ティー・シー・ファイナンス㈱	970百万円	〃	SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	486百万円 (3,740千米ドル) (2,613千中国人民元)	〃	TOKAI CARBON U. S. A., INC.	395百万円 (3,300千米ドル)	〃	韓国東海カーボン㈱	371百万円 (90千米ドル) (3,600,000千韓国ウォン)	〃	計	3,996百万円	
被保証者	金額	被保証債務の内容																																																												
THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED	2,252百万円 (785,000千タイバーツ)	銀行借入金																																																												
ティー・シー・ファイナンス㈱	970百万円	〃																																																												
TOKAI CARBON U. S. A., INC.	669百万円 (5,600千米ドル)	〃																																																												
韓国東海カーボン㈱	375百万円 (135千米ドル) (3,600,000千韓国ウォン)	〃																																																												
計	4,267百万円																																																													
被保証者	金額	被保証債務の内容																																																												
THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED	1,661百万円 (585,000千タイバーツ)	銀行借入金																																																												
ティー・シー・ファイナンス㈱	820百万円	〃																																																												
SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	518百万円 (4,300千米ドル) (248千中国人民元)	〃																																																												
TOKAI CARBON U. S. A., INC.	299百万円 (2,500千米ドル)	〃																																																												
韓国東海カーボン㈱	367百万円 (45千米ドル) (3,600,000千韓国ウォン)	〃																																																												
計	3,667百万円																																																													
被保証者	金額	被保証債務の内容																																																												
THAI TOKAI CARBON PRODUCT COMPANY LIMITED	1,772百万円 (640,000千タイバーツ)	銀行借入金																																																												
ティー・シー・ファイナンス㈱	970百万円	〃																																																												
SGL TOKAI CARBON LTD. SHANGHAI	486百万円 (3,740千米ドル) (2,613千中国人民元)	〃																																																												
TOKAI CARBON U. S. A., INC.	395百万円 (3,300千米ドル)	〃																																																												
韓国東海カーボン㈱	371百万円 (90千米ドル) (3,600,000千韓国ウォン)	〃																																																												
計	3,996百万円																																																													

前中間会計期間末 (平成14年6月30日)	当中間会計期間末 (平成15年6月30日)	前事業年度末 (平成14年12月31日)
	(3) 当社は、平成14年12月17日、欧州連合（EU）の欧州委員会から、等方性黒鉛の販売で価格カルテルに参加していたとして、697万ユーロ（954百万円）の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、仮納付金を差入れの上、平成15年3月3日付で欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っているが、今後解決に長期間要すると見込まれ、また見通しが不明であることから、現時点で当社の損益に与える影響を合理的に見積もることは困難である。 なお、上記仮納付金954百万円については、投資その他の資産の「その他」に含めて計上している。	(3) 当社は、平成14年12月17日、欧州連合（EU）の欧州委員会から、等方性黒鉛の販売で価格カルテルに参加していたとして、697万ユーロ（871百万円）の課徴金の支払命令を受けた。これに対し、当社は、平成15年3月3日付で欧州裁判所に不服申し立ての手続きを取っているが、今後解決に長期間要すると見込まれ、また見通しが不明であることから、現時点で当社の損益に与える影響を合理的に見積もることは困難である。
※4 圧縮記帳額	※4 圧縮記帳額	※4 圧縮記帳額
国庫補助金等及び保険差益に係る圧縮記帳額を各資産の取得価額から控除している。	国庫補助金等及び保険差益に係る圧縮記帳額を各資産の取得価額から控除している。	国庫補助金等及び保険差益に係る圧縮記帳額を各資産の取得価額から控除している。
(うち当中間期分)	(うち当中間期分)	(うち当期分)
建物 306百万円 (一百万円)	建物 306百万円 (一百万円)	建物 306百万円 (一百万円)
構築物 0 (一)	構築物 0 (一)	構築物 0 (一)
機械装置 49 (一)	機械装置 49 (一)	機械及び装置 49 (一)
計 357 (一)	その他 3 (一)	その他 3 (3)
	計 360 (一)	計 360 (3)
※5 中間期末日満期手形の会計処理	※5 _____	※5 期末日満期手形の会計処理
中間期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。		期末日が満期日の手形については、期末日が每期金融機関の休日であるため、当期より記載を省略している。
なお、当中間会計期間の末日は休日であったため、次の中間期末日満期手形が、当中間期末残高に含まれている。		
受取手形 383百万円		
支払手形 100百万円		
設備支払手形（流動負債（その他）を含む） 509百万円		

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成14年1月1日 至 平成14年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年1月1日 至 平成15年6月30日)	前事業年度 (自 平成14年1月1日 至 平成14年12月31日)
※1 営業外収益のうち重要なもの 受取利息 21百万円 受取配当金 221百万円	※1 営業外収益のうち重要なもの 受取利息 22百万円 受取配当金 185百万円	※1 営業外収益のうち重要なもの 受取利息 45百万円 受取配当金 302百万円
※2 営業外費用のうち重要なもの 支払利息 153百万円	※2 営業外費用のうち重要なもの 支払利息 140百万円	※2 営業外費用のうち重要なもの 支払利息 310百万円
※3 特別利益のうち重要なもの 土地売却益 146百万円 投資有価証券売却益 70百万円 貸倒引当金戻入額 41百万円	※3 特別利益のうち重要なもの 仮納付金に係る為替 差益 352百万円 土地売却益 67百万円 貸倒引当金戻入額 23百万円	※3 特別利益のうち重要なもの 土地売却益 146百万円 投資有価証券売却益 70百万円 貸倒引当金戻入額 32百万円
※4 特別損失のうち重要なもの 投資有価証券売却損 73百万円 会員権評価損 22百万円	※4 特別損失のうち重要なもの 会員権評価損 6百万円 投資有価証券売却損 4百万円	※4 特別損失のうち重要なもの 子会社株式評価損 750百万円 投資有価証券評価損 683百万円 民事請求和解金 117百万円 投資有価証券売却損 73百万円 会員権評価損 25百万円
5 減価償却実施額 有形固定資産 1,224百万円 無形固定資産 2百万円	5 減価償却実施額 有形固定資産 1,248百万円 無形固定資産 4百万円	5 減価償却実施額 有形固定資産 2,498百万円 無形固定資産 5百万円

次へ

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成14年 1 月 1 日 至 平成14年 6 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成15年 1 月 1 日 至 平成15年 6 月 30 日)	前事業年度 (自 平成14年 1 月 1 日 至 平成14年12月31 日)																																																												
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																												
<table><tr><td></td><td>取得価額相当額 (百万円)</td><td>減価償却累計額相当額 (百万円)</td><td>中間会計期間末残高相当額 (百万円)</td></tr><tr><td>機械装置</td><td>78</td><td>74</td><td>3</td></tr><tr><td>有形固定資産 その他 (工具器具備品)</td><td>170</td><td>109</td><td>61</td></tr><tr><td>無形固定資産 (ソフトウェア)</td><td>774</td><td>186</td><td>588</td></tr><tr><td>合計</td><td>1,023</td><td>369</td><td>653</td></tr></table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)	機械装置	78	74	3	有形固定資産 その他 (工具器具備品)	170	109	61	無形固定資産 (ソフトウェア)	774	186	588	合計	1,023	369	653	<table><tr><td></td><td>取得価額相当額 (百万円)</td><td>減価償却累計額相当額 (百万円)</td><td>中間会計期間末残高相当額 (百万円)</td></tr><tr><td>機械装置</td><td>16</td><td>15</td><td>0</td></tr><tr><td>有形固定資産 その他 (工具器具備品)</td><td>158</td><td>101</td><td>57</td></tr><tr><td>無形固定資産 (ソフトウェア)</td><td>766</td><td>290</td><td>475</td></tr><tr><td>合計</td><td>940</td><td>407</td><td>533</td></tr></table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)	機械装置	16	15	0	有形固定資産 その他 (工具器具備品)	158	101	57	無形固定資産 (ソフトウェア)	766	290	475	合計	940	407	533	<table><tr><td></td><td>取得価額相当額 (百万円)</td><td>減価償却累計額相当額 (百万円)</td><td>期末残高相当額 (百万円)</td></tr><tr><td>機械装置</td><td>78</td><td>76</td><td>1</td></tr><tr><td>有形固定資産 その他 (工具器具備品)</td><td>177</td><td>126</td><td>51</td></tr><tr><td>無形固定資産 (ソフトウェア)</td><td>804</td><td>263</td><td>541</td></tr><tr><td>合計</td><td>1,060</td><td>466</td><td>594</td></tr></table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械装置	78	76	1	有形固定資産 その他 (工具器具備品)	177	126	51	無形固定資産 (ソフトウェア)	804	263	541	合計	1,060	466	594
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)																																																											
機械装置	78	74	3																																																											
有形固定資産 その他 (工具器具備品)	170	109	61																																																											
無形固定資産 (ソフトウェア)	774	186	588																																																											
合計	1,023	369	653																																																											
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)																																																											
機械装置	16	15	0																																																											
有形固定資産 その他 (工具器具備品)	158	101	57																																																											
無形固定資産 (ソフトウェア)	766	290	475																																																											
合計	940	407	533																																																											
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																											
機械装置	78	76	1																																																											
有形固定資産 その他 (工具器具備品)	177	126	51																																																											
無形固定資産 (ソフトウェア)	804	263	541																																																											
合計	1,060	466	594																																																											
(注) 取得価額相当額の算定は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっている。 2 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table><tr><td>1 年内</td><td>174百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>478</td></tr><tr><td>合計</td><td>653</td></tr></table>	1 年内	174百万円	1 年超	478	合計	653	(注) 同左 2 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table><tr><td>1 年内</td><td>161百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>371</td></tr><tr><td>合計</td><td>533</td></tr></table>	1 年内	161百万円	1 年超	371	合計	533	(注) 取得価額相当額の算定は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、財務諸表等規則第 8 条の 6 第 2 項の規定に基づき、支払利子込み法によっている。 2 未経過リース料期末残高相当額 <table><tr><td>1 年内</td><td>164百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>429</td></tr><tr><td>合計</td><td>594</td></tr></table>	1 年内	164百万円	1 年超	429	合計	594																																										
1 年内	174百万円																																																													
1 年超	478																																																													
合計	653																																																													
1 年内	161百万円																																																													
1 年超	371																																																													
合計	533																																																													
1 年内	164百万円																																																													
1 年超	429																																																													
合計	594																																																													
(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額の算定は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっている。 3 支払リース料及び減価償却費相当額 (1) 支払リース料 86百万円 (2) 減価償却費相当額 86百万円 4 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。	(注) 同左 3 支払リース料及び減価償却費相当額 (1) 支払リース料 87百万円 (2) 減価償却費相当額 87百万円 4 減価償却費相当額の算定方法 同左	(注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、財務諸表等規則第 8 条の 6 第 2 項の規定に基づき、支払利子込み法によっている。 3 支払リース料及び減価償却費相当額 (1) 支払リース料 183百万円 (2) 減価償却費相当額 183百万円 4 減価償却費相当額の算定方法 同左																																																												

次へ

(有価証券関係)

前中間会計期間（平成14年6月30日現在）

有価証券

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	1,369百万円	2,239百万円	869百万円

当中間会計期間（平成15年6月30日現在）

有価証券

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	1,369百万円	1,984百万円	615百万円

前事業年度（平成14年12月31日現在）

有価証券

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	1,369百万円	1,255百万円	△114百万円

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成14年1月1日 至 平成14年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年1月1日 至 平成15年6月30日)	前事業年度 (自 平成14年1月1日 至 平成14年12月31日)
1株当たり純資産額 321円19銭 1株当たり中間純利益 3円73銭 なお、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額については、新株予 約権及び転換社債の発行がないた め、記載していない。	1株当たり純資産額 316円29銭 1株当たり中間純利益 8円42銭 なお、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額については、潜在株 式がないため、記載していない。 (追加情報) 当中間会計期間から「1株当たり 当期純利益に関する会計基準」(企 業会計基準第2号)及び「1株当た り当期純利益に関する会計基準の適 用指針」(企業会計基準適用指針第 4号)を適用している。 なお、これによる影響はない。	1株当たり純資産額 309円60銭 1株当たり当期純利益 2円78銭 潜在株式調整後1株当たり当期純 利益金額については、潜在株式がな いため記載していない。

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前中間会計期間 (自 平成14年1月1日 至 平成14年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年1月1日 至 平成15年6月30日)	前事業年度 (自 平成14年1月1日 至 平成14年12月31日)
中間(当期)純利益(百万円)	—	1,714	—
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	—	1,714	—
期中平均株式数(株)	—	203,756,215	—

(2) 【その他】

① 中間配当

平成15年7月30日開催の取締役会において、平成15年6月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者に対し、次のとおり第142期の中間配当を行う旨を決議した。

(イ) 中間配当金総額 509,343,535円

(ロ) 1株当たりの中間配当金 2円50銭

(ハ) 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成15年9月1日

② その他特記事項なし。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第141期）（自 平成14年1月1日 至 平成14年12月31日）平成15年3月28日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

中間監査報告書

平成14年 9 月20日

東海カーボン株式会社

取締役社長 大嶽 史記夫 殿

監査法人トーマツ

代表社員 関与社員	公認会計士	渡辺 政宏	印
--------------	-------	-------	---

代表社員 関与社員	公認会計士	佐藤 正樹	印
--------------	-------	-------	---

代表社員 関与社員	公認会計士	安原 清一	印
--------------	-------	-------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海カーボン株式会社の平成14年1月1日から平成14年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成14年1月1日から平成14年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間監査に当たり当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し、また、連結子会社等については、中間監査実施基準三に準拠して分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続を実施した。

中間監査の結果、中間連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間連結財務諸表の表示方法は「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）の定めるところに準拠しているものと認められた。よって、当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が東海カーボン株式会社及び連結子会社の平成14年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成14年1月1日から平成14年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、当社が提出した半期報告書に綴り込まれた前中間連結会計期間の中間監査報告書に記載された事項を電子化したものである。

中間監査報告書

平成15年 9 月24日

東海カーボン株式会社

取締役社長 大嶽 史記夫 殿

監査法人トーマツ

代表社員 公認会計士 佐藤 正樹 印
関与社員

代表社員 公認会計士 安原 清一 印
関与社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海カーボン株式会社の平成15年1月1日から平成15年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成15年1月1日から平成15年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間監査に当たり当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し、また、連結子会社等については、中間監査実施基準三に準拠して分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続を実施した。

中間監査の結果、中間連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、下記事項を除き前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間連結財務諸表の表示方法は「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

記

会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社は仮納付金に係る為替換算差損益の計上区分を、従来の営業外損益に計上する方法から特別損益に計上する方法に変更した。この変更は、ユーロの対円レートが大幅に円安になったことにより、仮納付金に係る為替換算差損益が増大していること、また、仮納付金は経常取引以外の取引から発生した債権であることにより、変更を行ったものであり、正当な理由に基づく変更と認めた。この変更により、前連結会計年度と同一の基準によった場合に比し、経常利益は352百万円減少しているが、税金等調整前中間純利益に与える影響はない。

よって、当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が東海カーボン株式会社及び連結子会社の平成15年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成15年1月1日から平成15年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管している。

中間監査報告書

平成14年 9 月20 日

東海カーボン株式会社

取締役社長 大嶽 史記夫 殿

監査法人トーマツ

代表社員 関与社員	公認会計士	渡辺 政宏	印
--------------	-------	-------	---

代表社員 関与社員	公認会計士	佐藤 正樹	印
--------------	-------	-------	---

代表社員 関与社員	公認会計士	安原 清一	印
--------------	-------	-------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海カーボン株式会社の平成14年1月1日から平成14年12月31日までの第141期事業年度の中間会計期間（平成14年1月1日から平成14年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間監査に当たり当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）の定めるところに準拠しているものと認められた。よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表が東海カーボン株式会社の平成14年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成14年1月1日から平成14年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、当社が提出した半期報告書に綴り込まれた前中間会計期間の中間監査報告書に記載された事項を電子化したものである。

中間監査報告書

平成15年 9 月 24 日

東海カーボン株式会社

取締役社長 大嶽 史記夫 殿

監査法人トーマツ

代表社員 公認会計士 佐藤 正樹 印
関与社員

代表社員 公認会計士 安原 清一 印
関与社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海カーボン株式会社の平成15年1月1日から平成15年12月31日までの第142期事業年度の中間会計期間（平成15年1月1日から平成15年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間監査に当たり当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、下記事項を除き前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

記

会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社は仮納付金に係る為替換算差損益の計上区分を、従来の営業外損益に計上する方法から特別損益に計上する方法に変更した。この変更は、ユーロの対円レートが大幅に円安になったことにより、仮納付金に係る為替換算差損益が増大していること、また、仮納付金は経常取引以外の取引から発生した債権であることにより、変更を行ったものであり、正当な理由に基づく変更と認めた。この変更により、前事業年度と同一の基準によった場合に比し、経常利益は352百万円減少しているが、税引前中間純利益に与える影響はない。

よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表が東海カーボン株式会社の平成15年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成15年1月1日から平成15年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管している。